

議案第 7 1 号

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和 2 6 年 8 月 1 0 日東京都知事許可）の一部を変更する。

（提案理由）

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務に関し、規約の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき提出するものである。

特別区人事及び厚生事務組合理約の一部を改更する規約

特別区人事及び厚生事務組合理約（昭和 2 6 年 8 月 1 0 日東京都知事許可）の一部を次のように改更する。

第 3 条第 8 号中「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。